

京都市老人福祉措置費徴収規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第233号

京都市老人福祉措置費徴収規則の一部を改正する規則

京都市老人福祉措置費徴収規則の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成26年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

別表第2備考3中「第41条第1項から第3項まで」を「第41条第1項、第2項及び第6項」に、「第6項」を「第3項まで及び第5項から第7項」に、「第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項」を「第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(保健福祉局長寿社会部長寿福祉課)